

No	項目	質問内容	回答
1	参加資格について	石川県内には本店・支店・営業所等を有しておりません。本プロポーザルについて、石川県外に本店を置く法人も参加可能との理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
2	必要書類について	参加資格等確認用書類として「県税の滞納がないことの証明書」が指定されていますが、石川県内に事業所等を有しない法人の場合、本店登記がある自治体の発行する納税証明書を提出すればよいでしょうか。	県内に事業所を有していない場合であっても、石川県が発行する納税証明書のご提出をお願いします。 ■納税証明書の交付手続き https://www.pref.ishikawa.lg.jp/zei/tetsuzuki/nouzei/kenzeinouzei.html
3	企画提案書20枚の範囲	表紙、目次、会社概要、見積内訳、実績資料は20枚に含まれますか。	含まれます。
4	候補スタートアップの事前承諾	実名記載の要否、提案段階での参画承諾・意向確認は必要ですか。	実名記載は必須ですが、参画承諾・意向確認は不要です。
5	候補スタートアップの変更	採択後の候補スタートアップの変更は可能ですか。	候補スタートアップは、貴社の提案力を確認するためのものであり、採択後の変更は可能です。
6	重点産業①	「AI・半導体関連」、「防災・国土強靱化」、「航空宇宙・部素材」、「食文化・観光」、これら重点産業分野との関連性は、企画提案の審査における評価上重視されますか。	重視されません。
7	重点産業②	重点産業分野との直接的な関連性がない場合でも、石川県の地域課題の解決に資する提案であれば、同様に提案対象及び評価対象になるとの理解でよろしいですか。	ご認識の通りです。
8	提案する地域課題の対象範囲について	仕様書「2 業務内容（1）地域課題及び課題解決が期待されるスタートアップの提案」において、「提案者が考える石川県の地域課題」を2つ以上例示することとされています。 企画提案時に例示する地域課題については、初年度の制度運用対象である商工労働部の所管業務・施策に関連する課題に限定する必要がありますでしょうか。 あるいは、将来的な他部局・市町への展開も見据え、交通、防災、農林水産、観光、医療・福祉等を含む県政全般の地域課題を対象として提案しても差し支えないでしょうか。	差し支えございません。
9	「自社との関わり」の記載範囲について	仕様書「2 業務内容（1）ウ」に記載されている「自社との関わり」について、過去の取引関係や資本関係に限らず、投資支援、事業開発支援、社会実装支援、イベント・プログラム等を通じた連携、経営者・担当者との継続的な関係等についても記載対象として差し支えないでしょうか。	差し支えございません。
10	令和9年度以降の実証・公共調達の想定について	本業務で設計する公共調達制度については、令和9年度以降に、県が具体的な地域課題を提示し、スタートアップとのマッチング、実証、製品・サービスの調達等を実施することを想定しているという理解でよろしいでしょうか。 制度設計に当たって、次年度に直ちに実証・調達を開始できる水準まで具体化することを求めている場合には、その旨もご教示ください。	ご認識の通りです。次年度からの実証・調達開始を見据えた具体的な制度設計を想定しています。
11	公共調達制度として検討する手法の範囲について	仕様書「2 業務内容（2）地域課題解決に向けた公共調達制度の設計」について、制度設計の対象は、競争入札や公募型プロポーザル等の既存の調達方式に限定されるものでしょうか。 または、スタートアップの技術・サービスの特性を踏まえ、随意契約、実証委託、認定制度、トライアル発注等を含め、適切な契約・調達手法を幅広く整理・検討することも想定されていますでしょうか。	既存の調達方針に限定せず、適切な契約・調達手法を幅広く検討してください。

12	制度設計において作成を想定している実務資料について	本業務の成果物について、制度全体の考え方及び運用フローに加え、例えば以下のような実務上使用する様式・資料まで作成することを想定されていますでしょうか。 課題募集シート、課題整理・ヒアリングシート、スタートアップ募集要項、応募様式、審査基準、マッチングシート、実証計画書、KPI・成果評価シート、実証終了後の本格導入判断基準、運用マニュアル等。 求める成果物の具体的なイメージがあればご教示ください。	次年度からの制度運用にあたり、実務上必要となる各種様式等の作成を想定しています。
13	周知・理解促進業務の対象及び実施規模について	仕様書「2 業務内容 (3) ア 制度運用に向けた周知・理解促進」について、現時点で想定されている対象者、参加人数、実施回数等があればご教示ください。 また、実施方法について、説明会・勉強会に加え、県職員が自らの行政課題を整理するワークショップ、個別ヒアリング、スタートアップとの対話・リバースピッチ等を提案することも可能でしょうか。	現時点では、 ・商工労働部の係長・担当者や庁内希望者などの ・約40～50名に対して、 ・業務期間中に1、2回の開催 を想定しています。実施方法は自由にご提案ください。
14	課題抽出の対象範囲について	仕様書「2 業務内容 (3) イ 課題抽出」において、次年度からの本格運用に向けた具体的な課題の掘り起こしを行うこととされています。今年度の課題抽出対象については、原則として県商工労働部内を想定しているという理解でよろしいでしょうか。 また、課題抽出に当たり、県のご協力のもと、商工労働部の各課・グループの職員へのヒアリングやワークショップ等を実施することは可能でしょうか。	今回の課題抽出については、県政全般を対象としてご提案いただいて構いません。プロポーザル段階での課題抽出に係るヒアリングは実施できません。
15	提案時に示す地域課題と本業務で掘り起こす課題との関係について	企画提案時に提案者が例示する地域課題は、公共調達制度を設計する際のモデルケースとして使用することを想定されているものと理解しております。 採択後の業務実施過程において県職員から新たに抽出された課題については、企画提案時に例示した課題と異なる場合でも、制度設計や実証モデルの検討対象として取り扱うことが可能という理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
16	令和8年度6月補正予算との関係について	本業務で検討・整理する内容は、県が推進する『スタートアップ支援強化事業』における他施策との連携・接続を前提として提案書に盛り込むことを想定して差し支えないでしょうか。	差し支えございません。
17		令和9年度以降の本格運用において、実証・調達に充てる予算規模（1件あたりの金額、件数等）の想定があれば、差し支えない範囲でご教示ください。	現時点での想定はございません。
18		本業務で提案したスタートアップが、次年度以降に本制度による公募・調達に参加する場合、参加の制限等は生じますでしょうか。	生じません。
19		仕様書p.2「2（2）エ」の注記に「本事業について、他部局や市町とは未調整のため、問合せ等は控えること」とありますが、これは提案段階での問合せを指し、契約後の業務実施段階では、県のご調整のもとで他部局・市町へのヒアリング等を行うことは可能との理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
20		仕様書p.2「2（3）ア」の「行政関係者」は、県職員（商工労働部及び他部局）を指すのか、市町職員も含むのか、いずれでしょうか。	県職員を指しています。